

宗像市次世代育成支援対策審議会条例(平成25年宗像市条例第8号)新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第72条第1項</u>の規定に基づき、宗像市次世代育成支援対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第72条第1項に規定する事項に関すること。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p><u>(4) こども施策の推進について調査審議すること。</u></p> <p><u>(5) その他市長が特に必要と認めること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、<u>13人</u>以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 関係団体を代表する者</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年以内</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(臨時委員)</p> <p><u>第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員若干人を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>臨時委員は、市長が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>臨時委員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) <u>第77条第1項</u>の規定に基づき、宗像市次世代育成支援対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 法第77条第1項に規定する事項に関すること。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、<u>12人</u>以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>児童福祉</u>関係団体を代表する者</p> <p>(3)から(5)まで (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 (略)</p>

(会長及び副会長)

第6条 (略)

(会議)

第7条 (略)

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 (略)

(雑則)

第9条 (略)

(会長及び副会長)

第5条 (略)

(会議)

第6条 (略)

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 (略)

(雑則)

第8条 (略)